

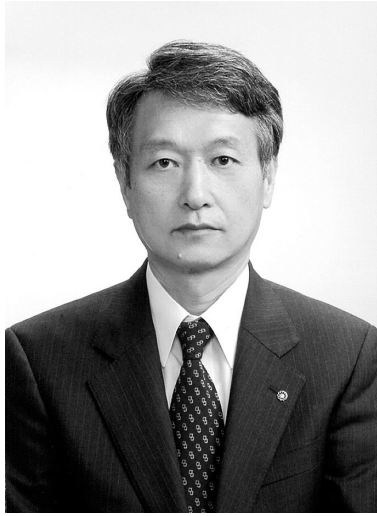
横瀬町地域福祉計画

住んでしあわせ 来てたのしい
こころと絆を育むまち

平成24年3月

埼玉県横瀬町

町長あいさつ



近年、少子高齢化、核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、地域の連帯感や助け合い等の相互扶助機能が低下するとともに、高齢者や子ども、障がい者への虐待が社会問題になるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送る」ためには、隣近所や地域に住む方々が助けあい、支えあう地域社会を築いていく必要があると考えております。

幸い、本町では、自治会、民生委員・児童委員の皆様をはじめ、各種団体やサークルの方々が、常日頃から地域活動や地域交流に積極的に取り組まれています。

また、本町では、第5次横瀬町総合振興計画の3つの基本目標の1つに、絆プロジェクト「みんなが助け合い、こころのふれあいを大切にする絆の強いまち“よこぜ”」を掲げて、各種施策を推進しているところです。

本町では、このような背景のもと、町民によるきめ細かな地域福祉活動の輪をさらに広げることにより、地域福祉の推進を図るため「横瀬町地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、「住んでしあわせ 来てたのしい こころと絆を育むまち」を将来の目標像に掲げ「自立を支援する仕組みづくり」「結びつき、支えあう地域づくり」「安心とふれあいのまちづくり」の3項目を基本方向として設定しております。

今後は、本計画を本町における地域福祉の指針として、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました横瀬町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、地域福祉に関する住民意識調査等にご協力をいただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

横瀬町長 加藤嘉郎

目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の性格・位置づけ	3
第3節	計画の期間	4

第2章 福祉を取り巻く町の現状

第1節	町の現状	6
第2節	地域福祉の必要性	8
第3節	住民意識調査から見た現状	10

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	地域福祉の基本的な視点	22
第2節	計画の基本理念と基本方向	23
第3節	施策の体系	25

第4章 基本的施策の展開

第1節	福祉サービス提供体制の充実	28
第2節	自立支援と権利擁護の推進	32
第3節	つながり、支えあいの地域づくり	37
第4節	住みやすく、来て楽しいまちづくり	41

第5章 計画の推進

第1節	計画の推進体制	48
第2節	計画の進行管理	51

資料編

資料1	横瀬町地域福祉計画策定委員会設置要綱	54
資料2	横瀬町地域福祉計画策定委員会委員名簿	56
資料3	策定経過	57
資料4	地域福祉計画に関して	58

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

これまで福祉の分野では、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象者ごとに、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

しかし、少子高齢化の急激な進行、社会・経済状況の変化などにもとない、住民の生活課題、福祉課題が複雑化し、新たに引きこもりや虐待、高齢者の孤独死、災害時要援護者、発達障がいやうつなどへの支援も求められるようになっていきます。

こうした様々な課題に対応していくため、平成12年に改正された社会福祉法では、「地域福祉の推進^{※1}」が基本理念の一つとして掲げられました。

地域福祉とは、地域の人と人、人と地域、地域と地域のつながりを大切にし、相互に支援しあう関係や仕組みをつくっていくことであり、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者の協働によって作りあげていくものです。

また、地域福祉計画は、住民のだれもが住み慣れた家や地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、日常生活における様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していくための取り組み等を示すものです。

本計画は、町に昔からある助けあいの風習や、住民同士の交流を活かしながら、地域福祉の仕組みを構築し、第5次横瀬町総合振興計画に掲げる「みんなが助けあい、こころのふれあいを大切にする絆の強いまち“よこぜ”」の推進を目指して策定したものです。

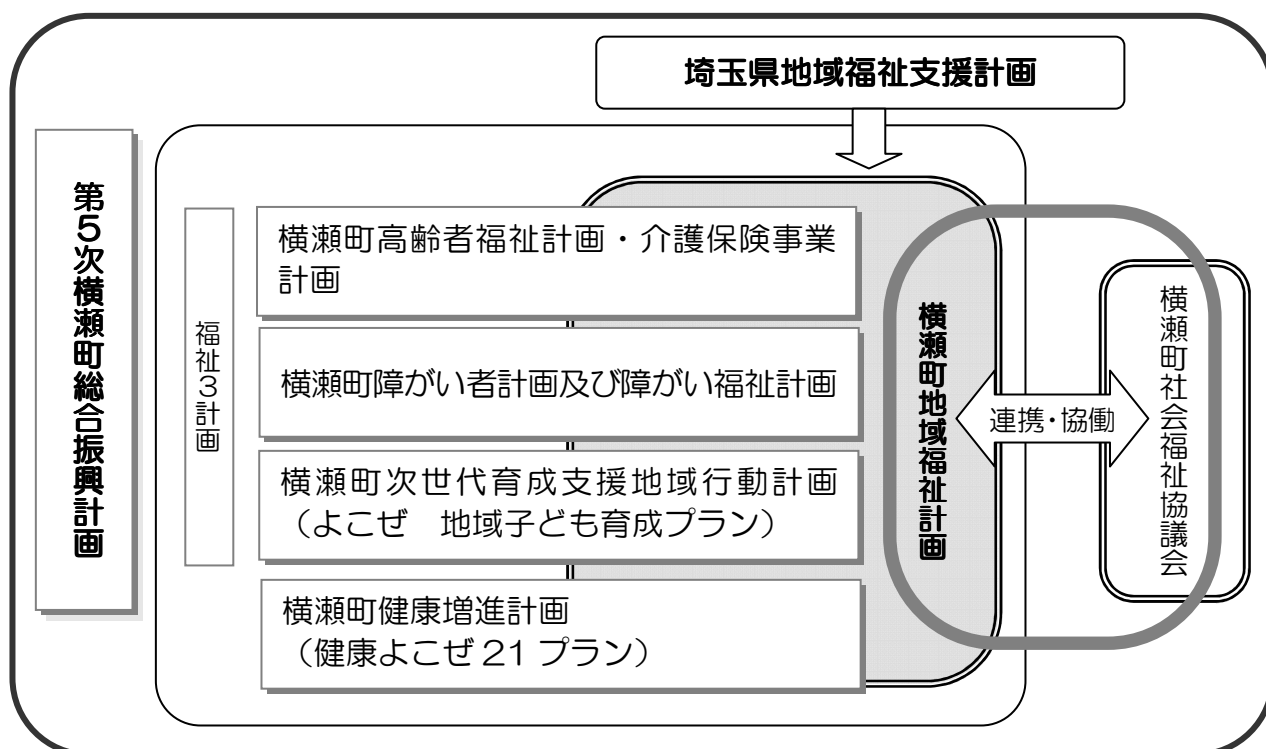
※1 第4条（地域福祉の推進）：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第2節 計画の性格・位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条^{※2}に基づく「地域福祉計画」であり、市町村が住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題等を明らかにし、必要な支援を提供する体制を構築していくための計画です。

また、第5次横瀬町総合振興計画を上位計画とし、保健福祉分野の関連諸計画との整合を図りつつ、地域住民の福祉と健康に関わる様々な地域課題を解決していくための取り組み等を示した計画です。

■総合振興計画・福祉3計画など各計画の関係図



※² 第107条（市町村地域福祉計画）：市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第3節 計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度、平成28年度を目標年度とする5か年計画とし、社会状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、随時見直すこととします。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第5次横瀬町総合振興計画	前期計画			後期計画(～31年度)	
横瀬町地域福祉計画	第1期計画				
横瀬町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第5期計画				
横瀬町障がい者計画 及び障がい福祉計画	第2期計画(「障がい福祉計画」は第3期計画)				
横瀬町次世代育成支援地域 行動計画(よこぜ地域子ども 育成プラン)	後期行動計画				
横瀬町健康増進計画 (健康よこぜ21プラン)	第1期計画				

第2章

福祉を取り巻く町の現状

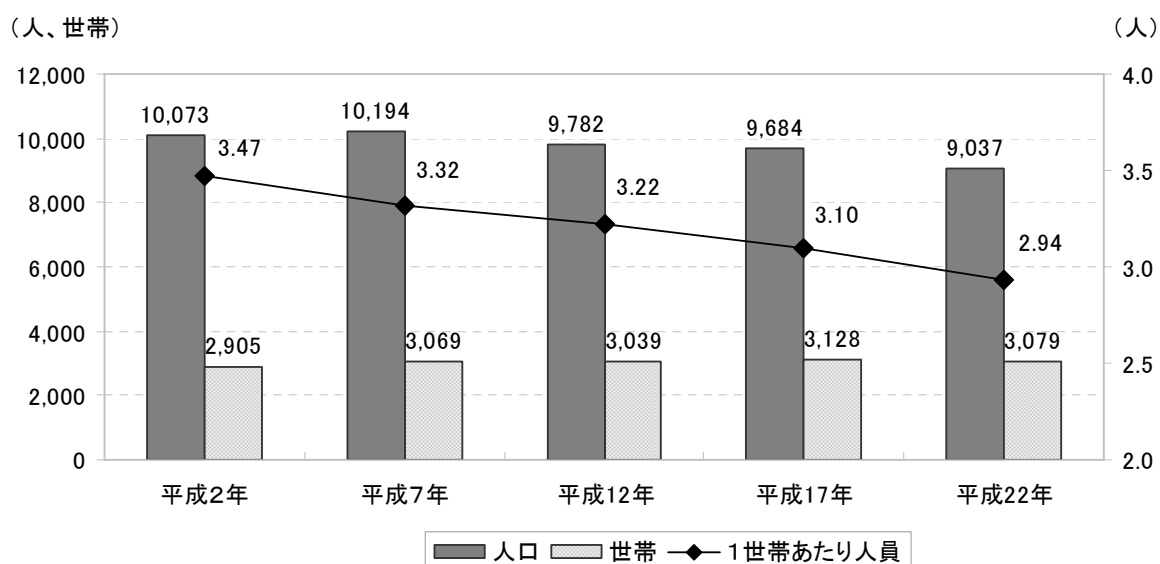
第1節 町の現状

1 人口や世帯の状況

町の人口はこの20年、減少傾向で推移しており、平成22年で約9,000人となっています。

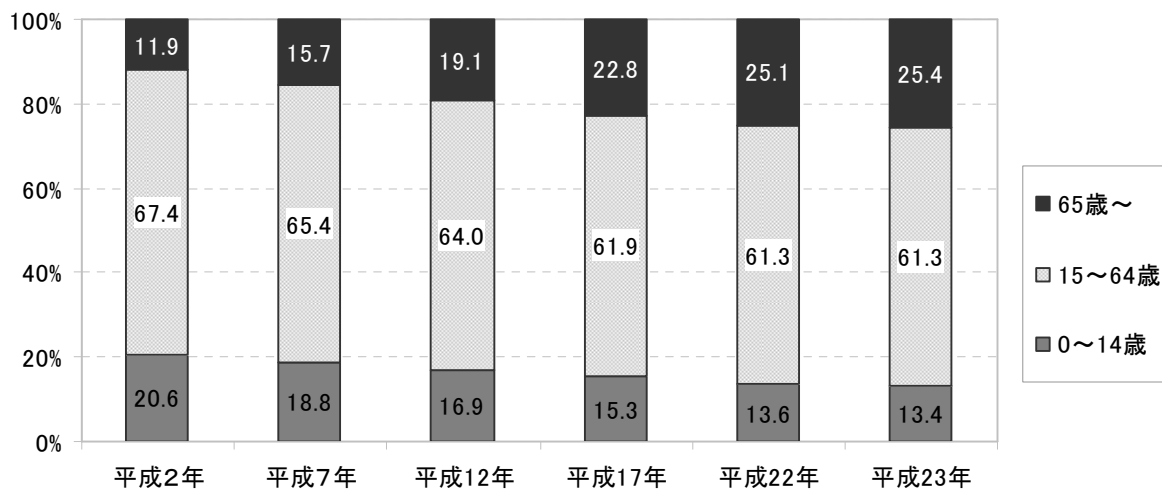
人口3区分の推移をみると、65歳以上の割合が約20年で10ポイント以上上昇しています。一方で14歳以下の割合は徐々に減少しており、少子高齢化が進行しています。

■人口・世帯数の推移



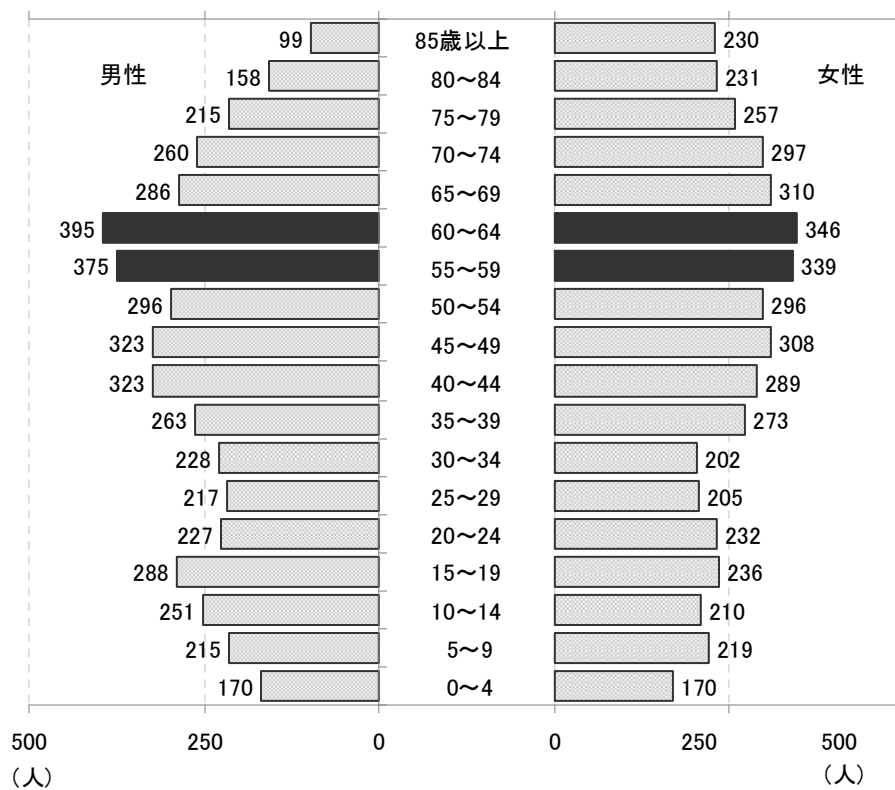
資料：国勢調査および埼玉県町(丁)別人口調査

■人口3区分の推移



資料：国勢調査および埼玉県町(丁)字別人口調査

■人口構成



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査（平成23年1月1日現在）

第2節 地域福祉の必要性

1 地域社会の変化

少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観が多様化することにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民がともに支え合い、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

こうした社会状況の中、本町では、23の行政区がそれぞれに地域のつながりの中で活動しています。また、祭りや郷土芸能といった伝統行事も継承されており、人と人、人と地域、地域と地域の絆が根強く残っている地域特性があります。しかし、核家族や高齢化が進んでいることから、やがては地域の結びつきが薄れていく可能性もあります。

今後も各地域で育んできた人間関係を大事にしながら、後世に伝えていくとともに、少子高齢化や都市化等の進展に対応できる地域福祉の社会づくりを構築していくことが求められています。

2 社会福祉の制度の変容

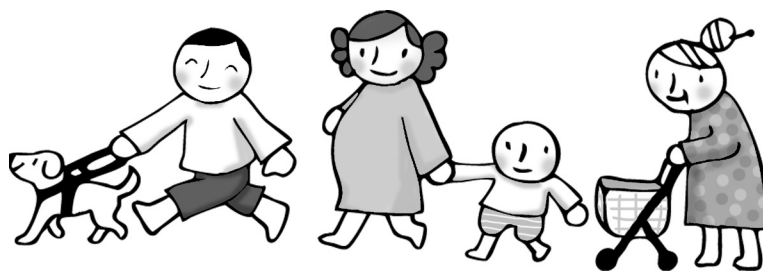
平成12年6月の社会福祉事業法の改正（名称も“社会福祉事業法”から“社会福祉法”に改正）により、社会福祉法第4条で「地域福祉の推進」が基本理念の柱の一つとして明確に規定されました。

そこでは、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉にかかわる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

3 住民と行政のかかわり方の変化

住民が行政に参画する機運が高まってきている中で、福祉をはじめ、様々な分野でボランティアやNPO活動などの広がりがみられます。

こうした住民活動の高まりを背景に、これからの地域社会づくりにおいては、住民自らが生活課題の解決を図ることができるような組織や仕組みづくりが求められています。



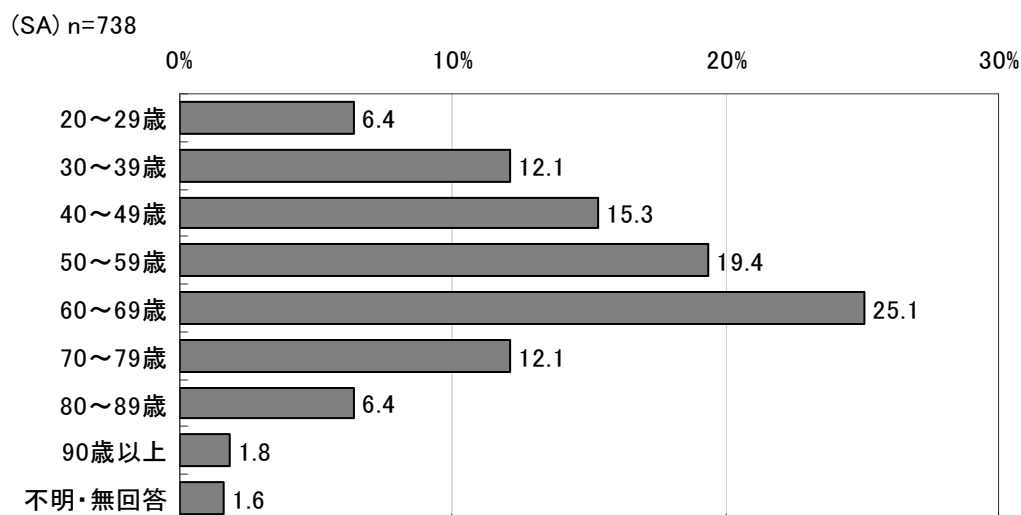
第3節 住民意識調査から見た現状

町では、本計画策定にあたり、町民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画を策定するための基礎資料とするため、平成23年7月に在住の20歳以上の男女1,500人を対象に住民意識調査を実施しました。回収結果及び調査結果の概要は以下の通りです。

調査対象者数 (配布数)	回収数	有効回収数	回収率
1,500	741	738	49.2%

1 調査の回答者

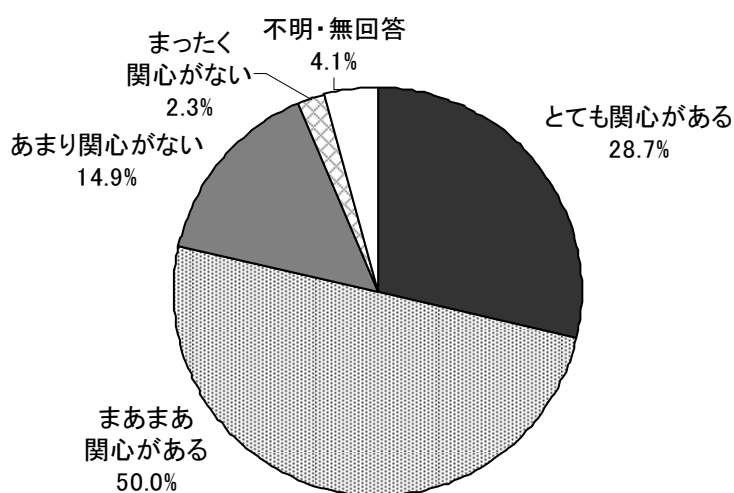
調査の回答者は、「60～69歳」が最も多く、次いで「50～59歳」、「40～49歳」の順となっています。



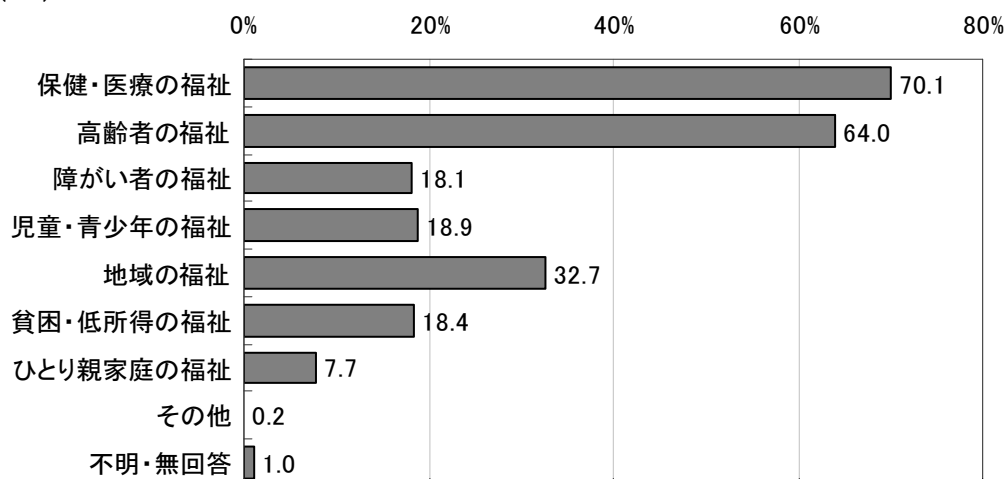
2 福祉への関心

福祉への関心については、「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせて約8割が『関心がある』と回答しています。また、関心がある福祉の分野については、「保健・医療の福祉」が約7割、次いで「高齢者の福祉」が6割を超えて高くなっています。

(SA) n=738



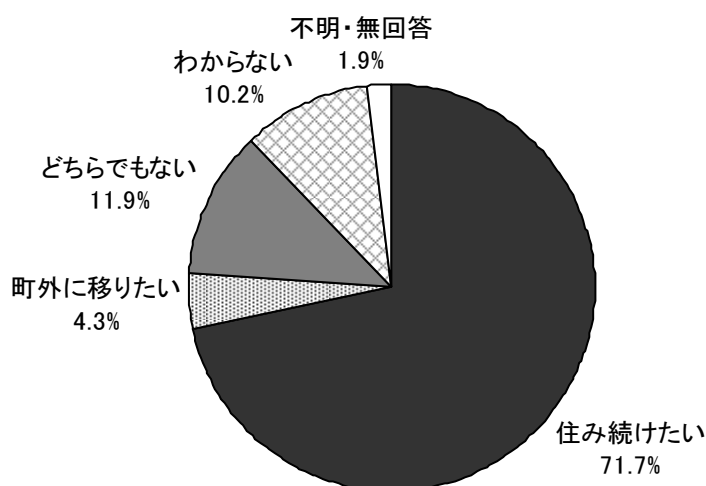
(MA) n=581



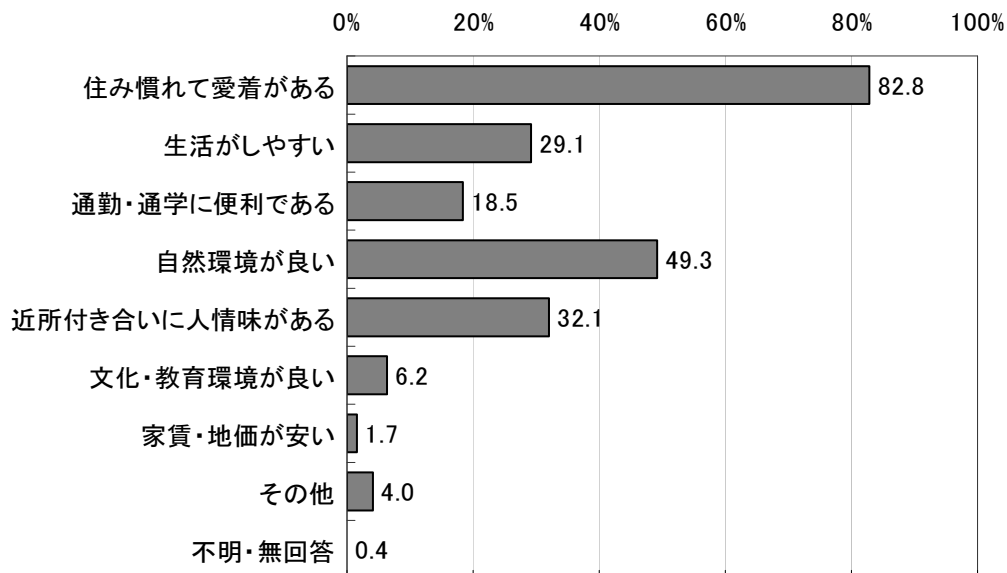
3 居留意向

今後の居留意向については、「住み続けたい」が7割を超え高い割合を占めています。「住み続けたい」理由については、「住み慣れて愛着がある」が8割以上、次いで「自然環境が良い」、「近所付き合いに人情味がある」の順となっています。

(SA) n=738



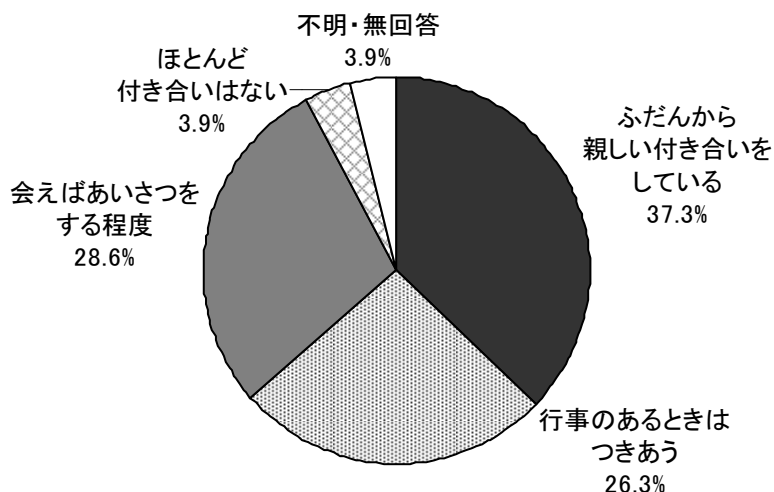
(MA) n=529



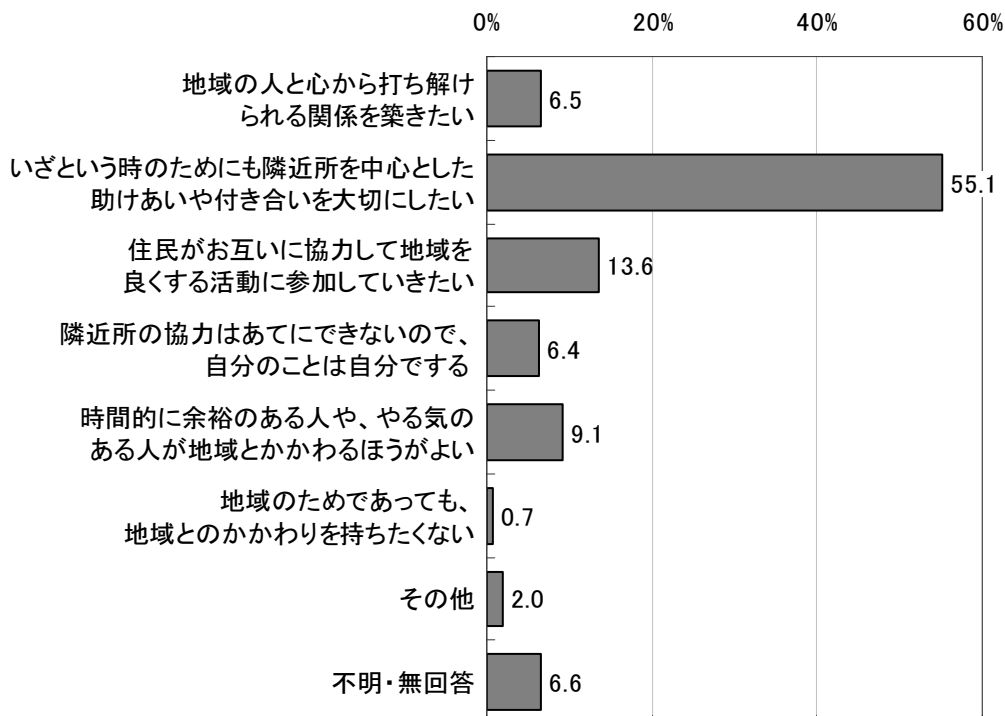
4 隣近所との付き合い

隣近所との付き合いについては、「ふだんから親しい付き合いをしている」が4割に近く、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助けあいや付き合いを大切にしたい」が5割を超えています。

(SA) n=738



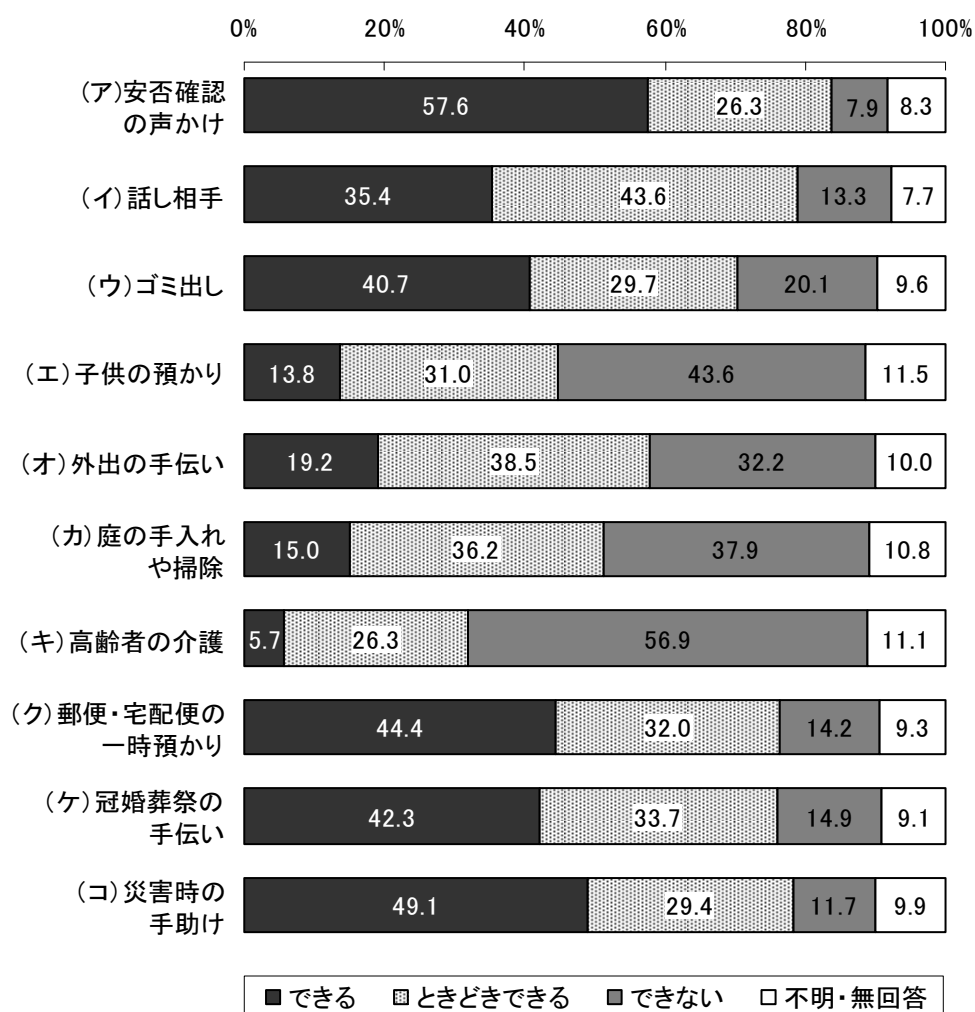
(SA) n=738



5 手助けできること

近所の人から頼まれた場合にできることについては、「(ア) 安否確認の声かけ」が最も多く、次いで「(コ) 災害時の手助け」、「(ク) 郵便・宅配便の一時預かり」、「(ケ) 冠婚葬祭の手伝い」、「(ウ) ゴミ出し」などが4割を超えています。

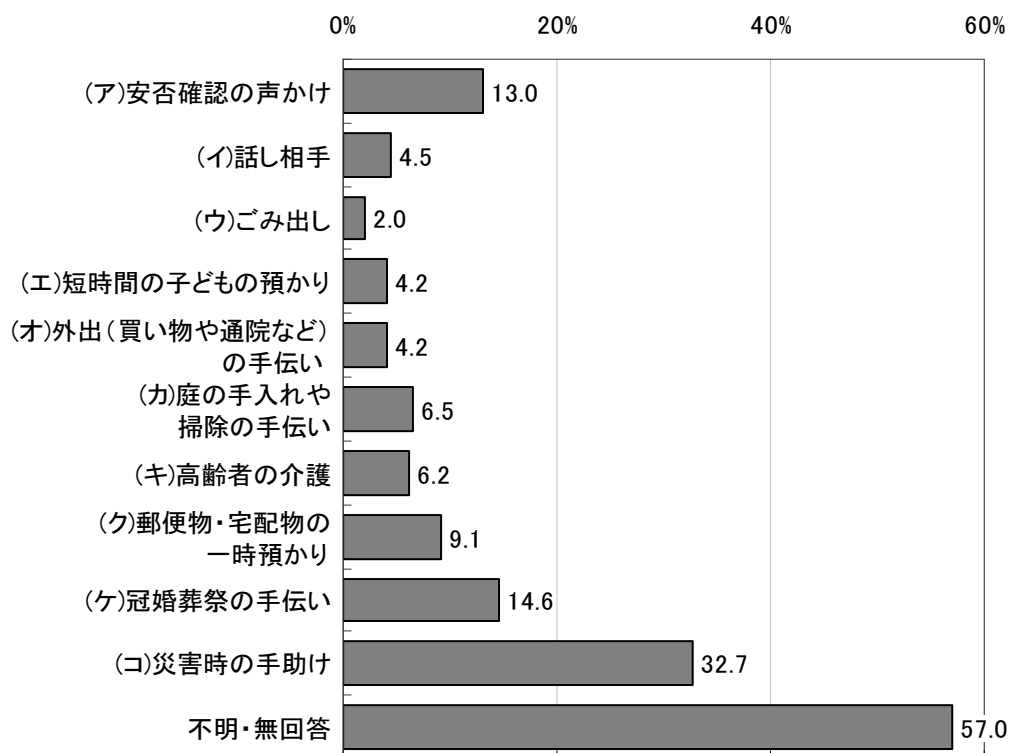
(SA) n=738



6 手助けしてほしいこと

手助けしてほしいことについては、「(コ)災害時の手助け」が3割以上と最も高く、次いで「(ケ)冠婚葬祭の手伝い」、「(ア)安否確認の声かけ」などが1割を超えています。

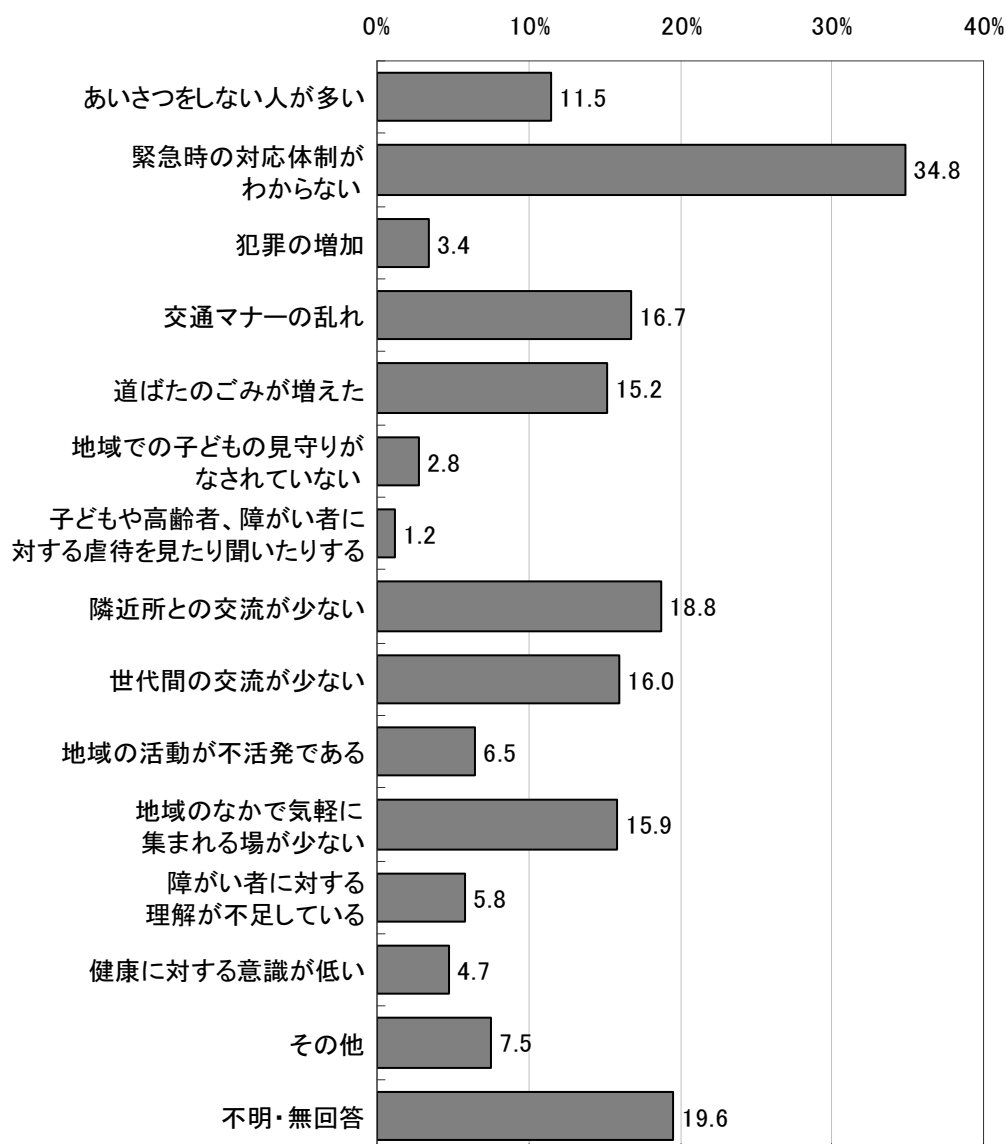
(MA) n=738



7 地域の問題点

居住している地域での問題点については、「緊急時の対応体制がわからない」が3割を超えて最も高く、次いで「隣近所との交流が少ない」、「交通マナーの乱れ」、「世代間の交流が少ない」の順となっています。

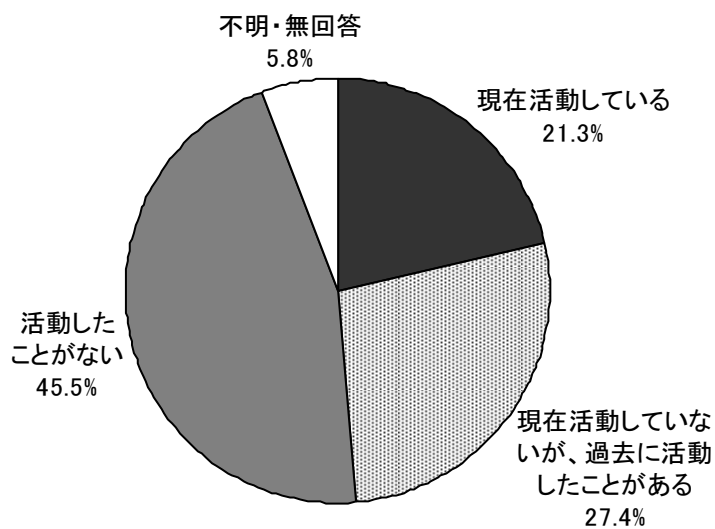
(MA) n=738



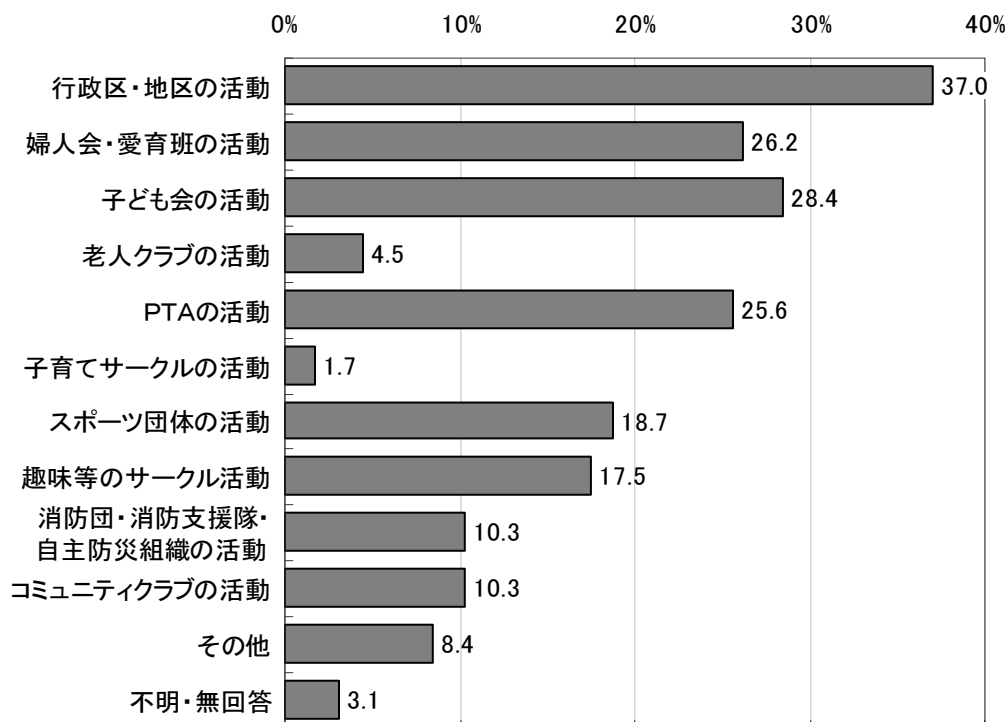
8 地域活動とボランティア活動

地域活動やボランティア活動について、「現在活動している」、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」をあわせると、約5割が活動の経験があり、その内容については、「行政区・地区の活動」、「子ども会の活動」、「婦人会・愛育班の活動」、「PTAの活動」などが多くなっています。

(SA) n=738



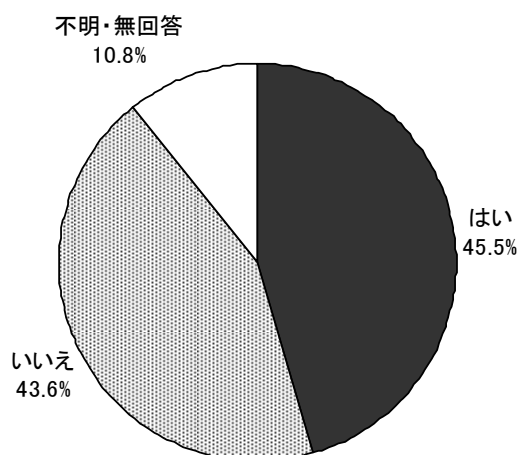
(MA) n=359



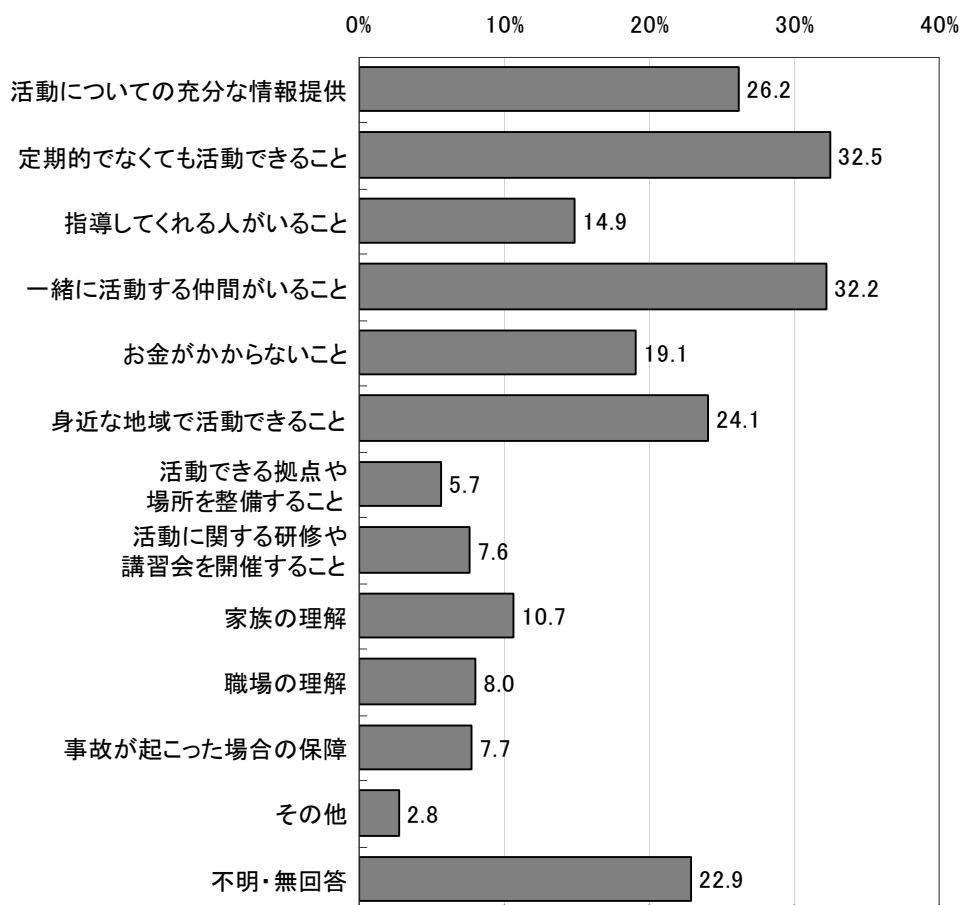
9 今後のボランティア活動について

今後の地域活動やボランティア活動については、4割以上がしたい（続けたい）と回答しており、また、そのための必要条件としては、「定期的でなくても活動できること」や「一緒に活動する仲間がいること」が3割を超えています。

(SA) n=738



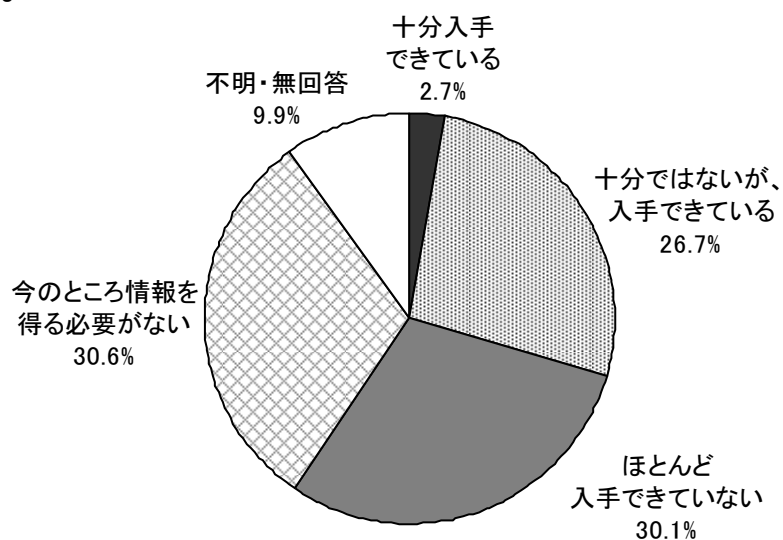
(MA) n=738



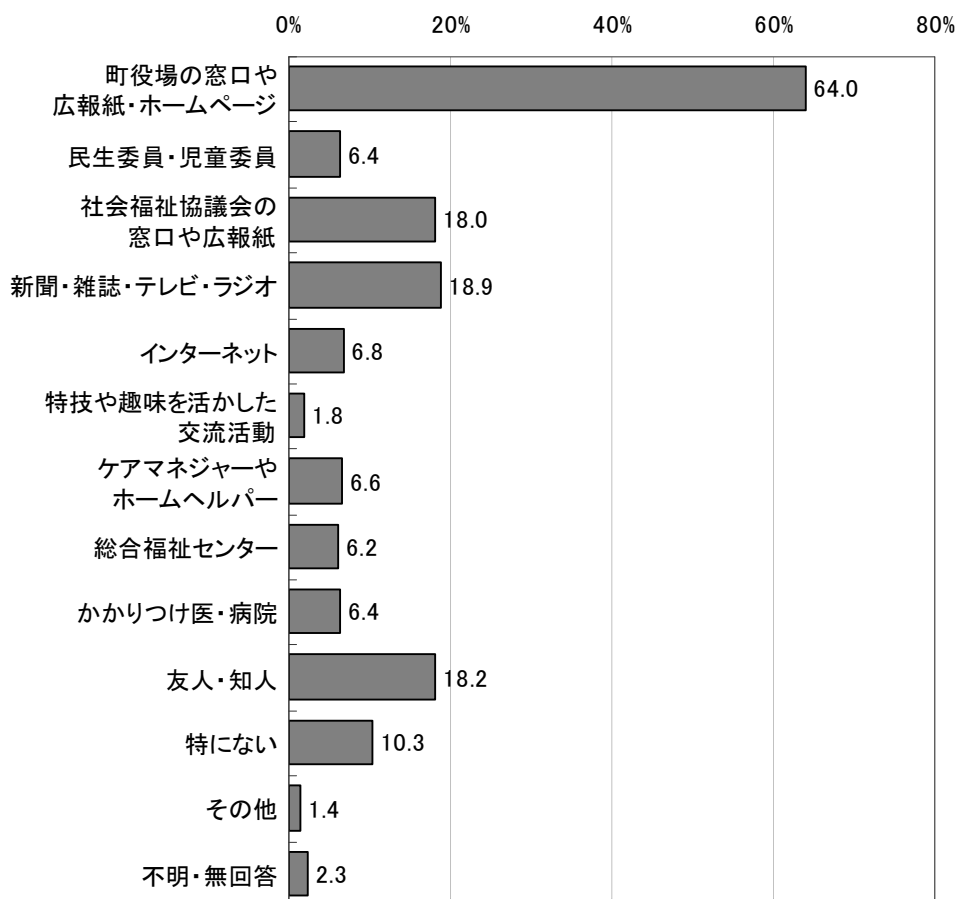
10 福祉サービスの情報について

福祉サービスの情報入手について、「十分ではないが、入手できている」のは約4人に1人で、主な入手先は「町役場の窓口や広報紙・ホームページ」が6割を超えています。

(SA) n=738



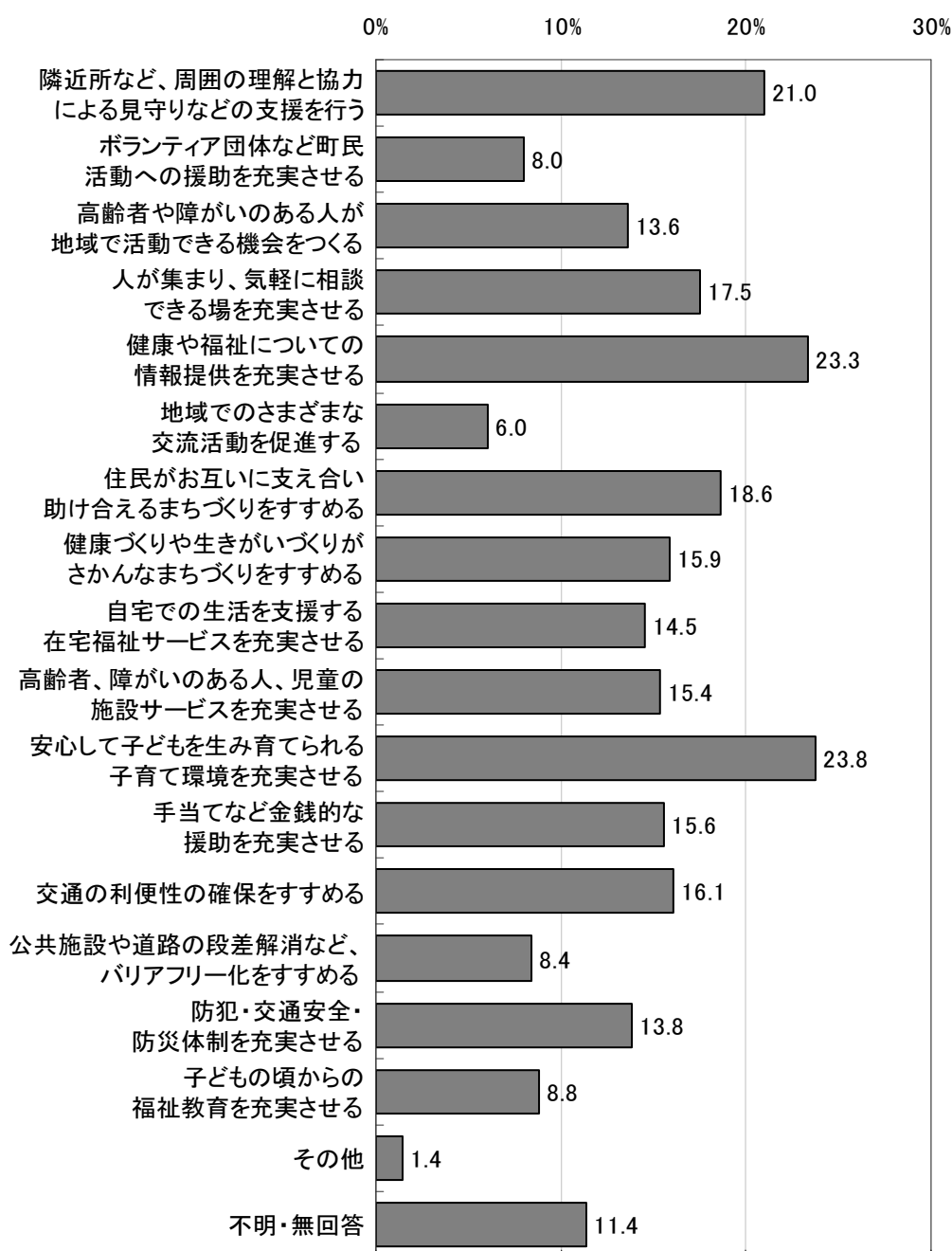
(MA) n=439



11 今後重要な取り組み

保健福祉施策を充実するために重要と考える取り組みについては、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」などが2割を超えています。

(MA) n=738



第3章

計画の基本的な考え方

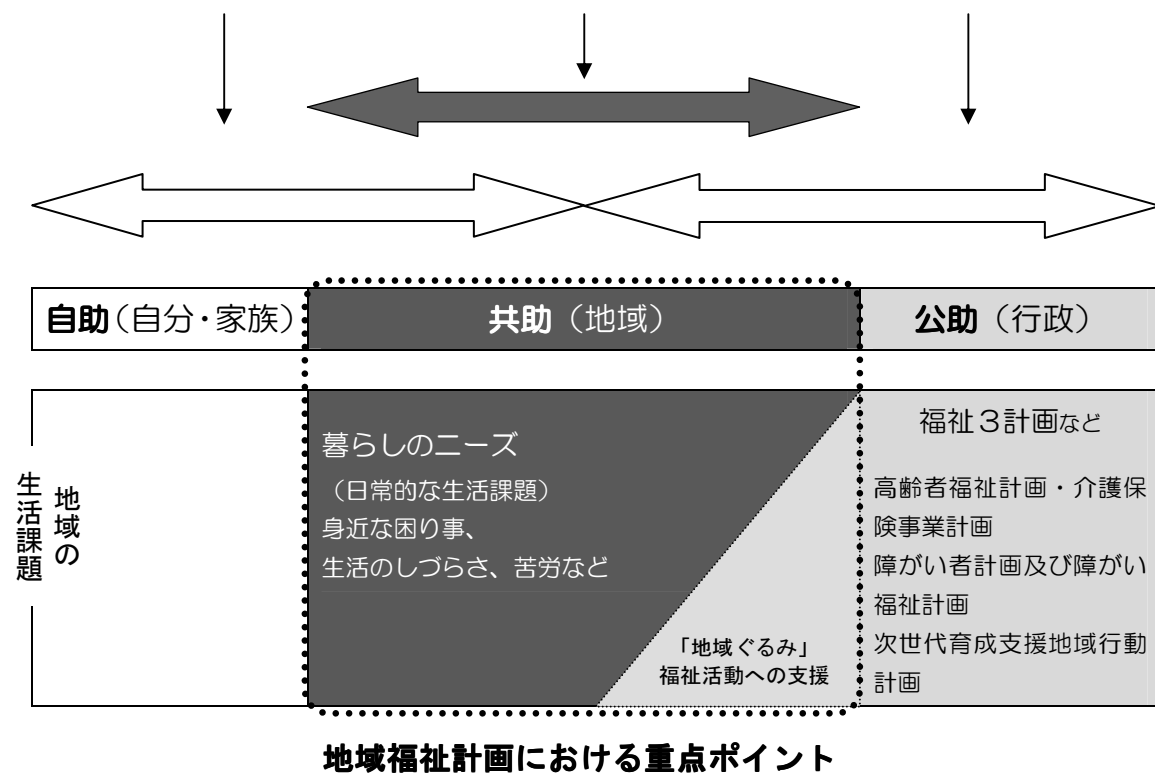
第1節 地域福祉の基本的な視点

地域福祉とは、公的な福祉サービス等ではカバーしきれない生活課題を解消するため、住民相互の助けあい・支えあいの力を強化し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう地域社会をつくっていくことです。

そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

■ 「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係

住民の主体的な活動で対応できるもの 住民と団体、行政の相互協力（協働）の領域 行政施策として行うべきもの



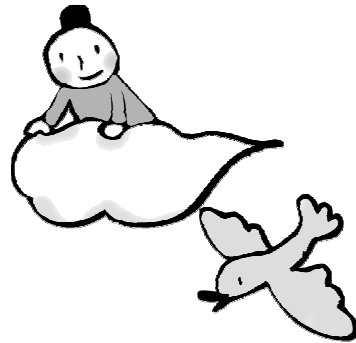
第2節 計画の基本理念と基本方向

1 基本理念

平成22年度からの第5次横瀬町総合振興計画では、和みのある生活や生きがいを持って生涯を楽しもうとする意識の高まりを受けて、「緑と風が奏でる ^{かな} ところ ^{なご} 和むまち」を将来像に、新たなまちづくりに取り組んでいます。

本計画は、地域福祉の推進によりまちの将来像の実現を図るものです。

そのため、「住んでしあわせ 来てたのしい ところと絆を育むまち」を計画の目標像として、住民の安全・安心な生活の確保を図るとともに、人と人とのつながりを通じたまちのよき伝統を次の世代に伝えつつ、住民にとって住みやすく、来訪者に親しみやすいまちづくりを推進します。



【目標像】

住んでしあわせ 来てたのしい
ところと絆を育むまち

【取り組みの基本方向】

自立を支援する仕組みづくり

結びつき、支えあう地域づくり

安心とふれあいのまちづくり

2 取り組みの基本方向

本計画に掲げる目標像を実現するために、以下に3つの取り組みの基本方向を設定し、具体的な事業の展開を図ります。

(1) 自立を支援する仕組みづくり

福祉サービスを必要としている人に対する情報提供を充実するとともに、関係機関と連携して適切なサービスが利用できるためのサービス提供体制の整備に努めます。また、様々な困難を抱える人たちの相談支援の充実を図り、孤立を防止して、地域で自立した生活を支援する仕組みづくりを推進します。

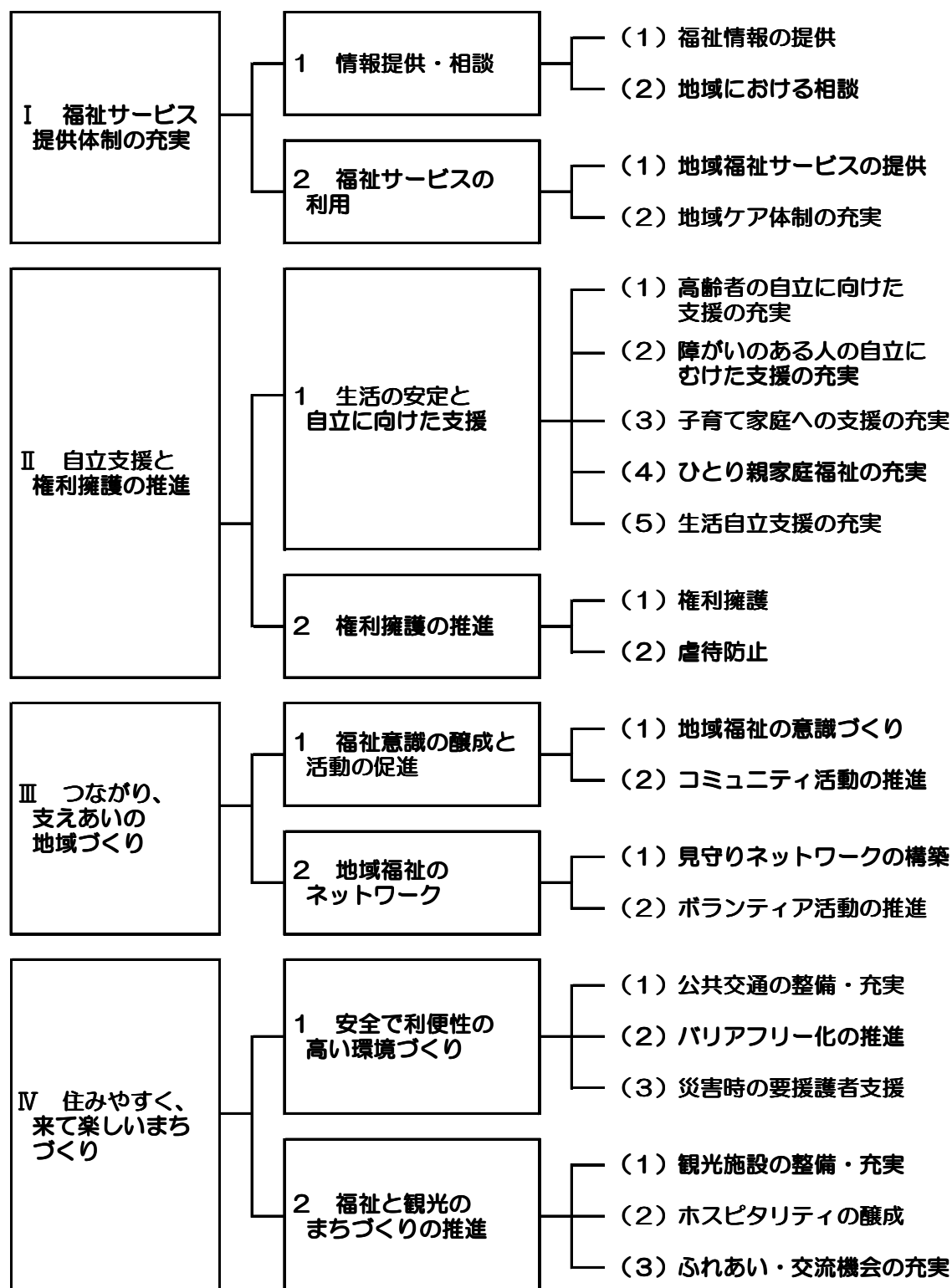
(2) 結びつき、支えあう地域づくり

古くからある地域の結びつきを大切にしながら、少子高齢化、核家族化の中で、これからの時代に対応できる支えあいの地域福祉を推進します。そのため、地域のコミュニティ団体の活動や、世代を越えた地域の交流を促し、顔の見えるつながりが行き届く地域づくりを目指します。

(3) 安心とふれあいのまちづくり

高齢者や障がいのある人をはじめ、地域のだれもが日常生活に不便を感じることなく、また災害時にも安心できる環境整備を図ります。住む人にとって暮らしやすく、訪れる人にとって気持ちのいい町を目指して、施設の整備や住民のホスピタリティの醸成を図り、福祉と観光が一体となったふれあいのまちづくりを推進します。

第3節 施策の体系



第4章

基本的施策の展開

第1節 福祉サービス提供体制の充実

1 情報提供・相談

【現状と課題】

福祉サービスへのニーズが多様化する中で、必要な情報が必要な人に届けられるよう効果的な情報提供が求められています。

町では、広報紙やホームページ、各区長に依頼しての回覧板などを活用し、地域の情報発信を行っています。平成23年度住民意識調査の結果では、福祉サービスの情報について、「十分できている」「十分ではないが、入手できている」という回答があわせて3割となっており、町の情報提供機能を高める一方、地域内での福祉情報の共有化を図り、だれでも様々な情報が得られるような体制の整備が必要です。

各種福祉に関する相談については、窓口を設けて受けているほか、地域では民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などが身近な相談役として活動しています。

身近な地域の中で気軽に生活に関する相談ができ、相談内容によっては各専門機関など最適な相談機関につなげられるような、医療、介護、保健、福祉が連携した総合的な相談支援体制の仕組みづくりが必要です。

■相談窓口



【施策の方向】

- ・福祉サービスに関する情報ははじめ日常生活の中で必要な情報が、必要とするすべての人にしっかりと行き届く地域を目指します。
- ・様々な困難を抱える人が、町の相談窓口や身近な相談機関、地域の人などに気軽に相談ができるような地域を目指します。

【施策の内容】

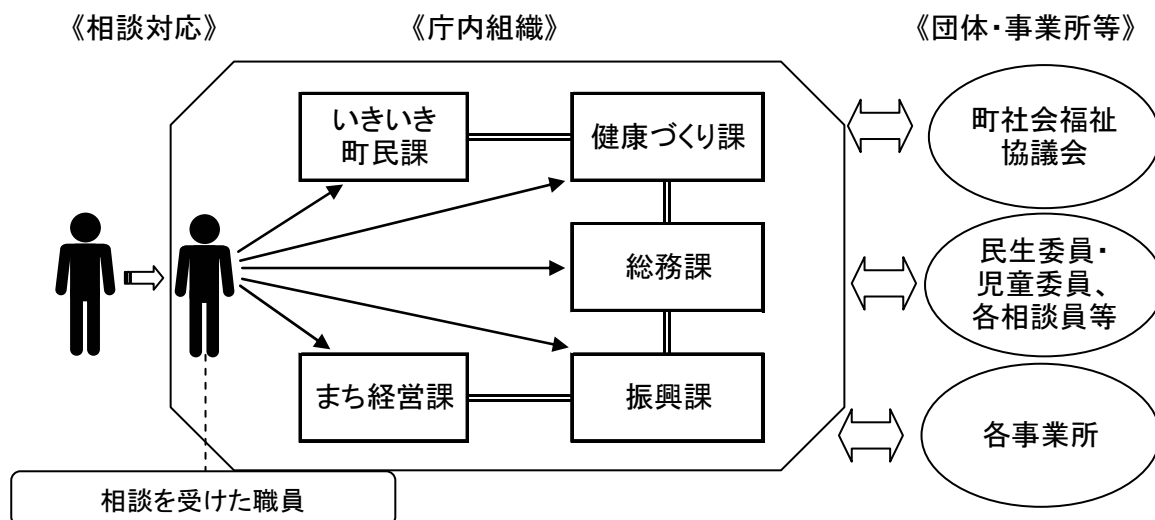
(1) 福祉情報の提供

- ・福祉サービスや地域の情報について広報紙やホームページ等を通じてよりきめ細かく提供します。
- ・地域ごとの情報を共有するための活動を支援します。
- ・各行政区を通じて、回覧板を活用した情報提供を充実します。

(2) 地域における相談

- ・民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が受けた相談を最適な相談機関につなげられるよう、町との連携を強化し相談体制の充実を図ります。
- ・相談者の状況等により、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、地域福祉等の担当者が連携を図り、相談内容に応じた支援体制を整備します。
- ・だれにでも分かりやすい形で相談窓口を周知します。

■町の相談支援体制



*町では、窓口で相談を受けた職員が、責任を持って対応する体制を作っています。

2 福祉サービスの利用

【現状と課題】

町では、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉・健康増進に関する個別計画に基づき、各種保健福祉サービスの提供を行っていますが、医療、保健、福祉のネットワーク化により、必要なサービスが受けられる体制づくりを推進していく必要があります。

生活の中では、個人之力（自助）や、地域の支えあいの力（共助）だけでは対応しきれない問題も多くあり、介護保険の要介護等認定者数や障害者手帳所持者数も増えていることから、支援を必要とする人たちの数は今後さらに増加していくことが予想されます。

平成 18 年には町直営の地域包括支援センターを設置し、高齢者福祉サービスの基盤整備が進んでいますが、行政と地域住民が協力して取り組むべき課題も増えており、関係機関や地域と連携した地域ケア体制の充実が求められています。



■ミニデイサービス

■よこぜ歩楽～里ウォーキング



【施策の方向】

- ・福祉サービスが必要な人を見逃さないようにし、必要な人が必要な時に福祉サービスが受けられる地域を目指します。
- ・隣近所、地域自治組織等の地域住民の協力による地域福祉ケア体制について検討します。

【施策の内容】

(1) 地域福祉サービスの提供

- ・高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者など福祉サービスを必要としている人の相談から、きめ細やかに生活状態を把握した上で必要なサービスにつなげます。
- ・医療、保健、福祉のネットワーク化により、必要なサービスが受けられる体制づくりを行います。

(2) 地域ケア体制の充実

- ・隣近所、地域自治組織、民生委員・児童委員等の連絡・連携を密にし、それらをつなぐ仕組みを構築します。
- ・高齢者の地域包括ケアシステム等との連携を図りながら、地域住民等の協力による「見守り」や「気づき」、その他インフォーマルなサービス提供ができるような地域福祉ケア体制について検討します。



横瀬町地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、高齢者の生活を支える総合的な窓口として、市町村主体で設置された機関です。町では健康づくり課内《1階7番窓口》に設置しています。

高齢者や家族の相談を受け、高齢者の方々が、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、それぞれの状態に合わせた支援を提供しています。

第2節 自立支援と権利擁護の推進

1 生活の安定と自立に向けた支援

【現状と課題】

町の高齢化率は25%を越え、さらなる高齢化の進行が予想されることから、保健、医療、福祉サービスの充実や生きがいづくりとともに、相互の助け合いとふれあいの中で、社会全体で高齢者を支えることが大切です。

障害福祉サービスについては、障害者自立支援法の平成25年8月廃止と、新たに障害者総合福祉法（仮称）の施行が予定されています。新たな制度への対応とともに、障がいのある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

子育て支援に関しては、町内に1か所の町立保育所と、平成18年に開設した地域子育て支援センターを基点に保育サービスの充実と、育児相談等の子育て支援に努めていますが、多様化する保育ニーズに対する柔軟な対応を図っていく必要があります。

町のひとり親家庭は、離婚などが原因で増加傾向にあり、また低年齢化しています。その多くは子育て中で就職先を見つけられず、収入が安定していないことから支援が必要です。

生活保護については、平成23年4月現在、38世帯57人であり、保護率は0.64%で平成19年度からやや増加傾向にあります。要保護者の高齢化や保護期間の長期化などの問題もあり、その対応や自立への支援が重要となっています。

【施策の方向】

- ・介護予防、介護保険サービスの充実とともに、高齢者が地域や社会に参加し、生きがいをもって暮らすことができるような環境を整備します。
- ・障害福祉サービスの充実により、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。
- ・多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、地域における子育て支援の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭や低所得者の生活安定と自立支援に努めます。

【施策の内容】

（１）高齢者の自立に向けた支援の充実

- ・町の高齢者福祉計画等に基づき、介護予防や介護保険サービス、生きがいづくりを充実し、高齢者の地域における自立と社会参加を支援します。

（２）障がいのある人の自立に向けた支援の充実

- ・町の障がい者計画等に基づき、ノーマライゼーションの推進と障害福祉サービスの充実により、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

（３）子育て家庭への支援の充実

- ・関係機関と連携しながら多様な保育ニーズに対応した保育の充実を図るとともに、地域子育て支援センターなどに地域子育て支援事業を充実させ、相談業務の強化に努めます。

（４）ひとり親家庭福祉の充実

- ・保育事業の充実などによる就労支援やひとり親家庭等医療費支給制度、児童扶養手当制度などの周知徹底を図り、ひとり親家庭の自立に向けた支援に努めます。

（５）生活自立支援の充実

- ・生活困窮者の生活が安定し、安心して暮らせるよう、関係機関と連携を図り、自立への支援に努めます。



横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者の福祉施策の総合的な推進と、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を図るための計画を一体的に策定するもので、平成 24 年度～平成 26 年度が計画期間となります。



横瀬町障がい者計画及び障がい福祉計画

ノーマライゼーション社会の実現に向けて障がいのある人の福祉にかかる総合的な施策の推進と、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの具体的な目標を定めるための計画を一体的に策定するもので、平成 24 年度～平成 26 年度が計画期間となります。



■かわせみ教室（介護予防）

2 権利擁護の推進

【現状と課題】

権利擁護と密接な関係がある制度として、成年後見制度（法定後見、任意後見）、日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）があります。

町では、成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業（町社会福祉協議会）のほか、権利擁護についての相談を行うなど、判断能力が不十分な方の権利を擁護するための取り組みを行っていますが、これらのサービスについては、さらなる周知と利用促進を図る必要があります。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法に続き、平成 23 年 6 月には、障がい者への虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律として、障害者虐待防止法が成立し、平成 24 年 10 月に施行されます。

虐待や家庭内での暴力（DV）の問題については、いち早く発見、通告できるよう地域との連携を密にするとともに、通告があった場合は迅速に対応できる体制整備が必要です。

また、一人暮らし高齢者が孤立しないよう、町として積極的に民生委員・児童委員等と連携して、一人暮らし高齢者などを把握するとともに、地域の中での見守り等の取り組みを推進していくことが重要です。

【施策の方向】

- ・判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスが利用でき、権利が守られ、その人らしく生きることのできる地域を目指します。
- ・一人暮らし高齢者の孤独死や、児童、高齢者及び障がい者への虐待、DVなどを発生させない地域を目指します。
- ・医療、介護、保健、福祉関係機関との連携のもと、問題の早期発見に努め、虐待等が発見されたときのサポート体制の充実を図ります。

【施策の内容】

(1) 権利擁護

- ・判断能力が落ちている人も適切にサービスが利用できるよう、日常生活自立支援事業（町社会福祉協議会）や成年後見制度の周知と利用促進を行います。
- ・健康福祉サービスや生活支援サービスの利用にあたって、判断能力が不十分な人の立場に立った相談体制の充実を図ります。

(2) 虐待防止

- ・地域での見守りが行われるよう、地域へ呼びかけを行い、地域で異変を感じた人がすぐに連絡・相談できる窓口、サポート体制の充実を図ります。
- ・児童虐待については、平成 19 年に設置した要保護児童対策地域協議会の機能を一層充実させ、各関係機関の連携のもと迅速に対応できる体制を整えていきます。
- ・高齢者虐待については、地域のつながりの中で高齢者の変化に気づく仕組みづくりを推進するとともに、地域ケア会議の中で対応を図ります。
- ・障がい者虐待については、関係者との連携を強化し、虐待防止に向けた理解・啓発を推進するとともに、虐待の未然防止と早期発見に努めます。



日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）

埼玉県社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）を実施し、各市町村社会福祉協議会にて相談を受け付けています。

日常生活自立支援事業の対象者は、日常生活上の判断能力が不十分であっても契約締結の能力がある人を対象としているため、年齢とともに判断能力・意思能力が低下した場合は、成年後見制度を活用することになります。

第3節 つながり、支えあいの地域づくり

1 福祉意識の醸成と活動の促進

【現状と課題】

近年、都市化の進行や少子高齢化、核家族化の進展により、隣近所との付き合いが減り、地域に対する親近感が薄れ、支えあいの機能が低下していることが課題となっています。

こうしたなか、町には昔ながらの人と人、人と地域、地域と地域のつながりが比較的残っており、近所づきあいや班・行政区・地区、各種コミュニティ団体、ボランティア団体、NPOなどによるコミュニティが形成されており、多彩な地域活動が行われています。

今後も、これまでの地域の結びつきを大切にしていくとともに、福祉について、年代に関わりなく関心を高めていくことや、地域の行事に参加を促すことで、住民の一体感を深め、自然な支えあいの心を育てていくことが重要です。

また、地域住民に対してコミュニティ活動への十分な情報と活動場所を提供するとともに、コミュニティ団体の運営や自主的かつ自立的な活動を支援していく必要があります。



■中郷コミュニティクラブ
による植栽活動

【施策の方向】

- ・地域の結びつきを大切にし、支えあうという福祉意識の醸成を図ります。
- ・コミュニティ団体への情報提供や、団体のネットワーク化を図る中で、団体同士の交流と活動の活性化を図ります。
- ・地域の中で、年代や所属を越えて、だれもが気軽に集まれる機会があり、交流が行われる地域を目指します。

【施策の内容】

(1) 地域福祉の意識づくり

- ・障がいの有無、性別、年齢などを問わず、地域や学校、幼稚園・保育所での福祉教育の中で、ノーマライゼーションについて浸透を図ります。
- ・学校や幼稚園・保育所での福祉教育の中で、お互いを思いやる心を育て、地域の中でふれあい、支えあう意識を根付かせます。
- ・広報紙やホームページなどの各種メディアを通じ、地域で支えあう意識啓発を行います。

(2) コミュニティ活動の促進

- ・横瀬町きずなねっと登録制度等により、町内に組織されているコミュニティ団体を詳細に把握し、ネットワーク化を図り、活動と団体相互の交流を活性化させるとともに、転入者などの未活動者に対し、活動への参加促進を図り、コミュニティ活動を促進します。
- ・町民会館や社会体育施設をはじめとする拠点施設の適切な管理運営を通じて、コミュニティ活動の活性化を図ります。



横瀬町きずなねっと登録制度

横瀬町きずなねっと登録制度は、地域づくり活動を行う団体等の登録制度を設け、目的や活動状況等の情報提供を行うことにより、町民に対して団体等への加入、団体等の情報交換及び交流等を促進し、町民相互の絆を深めるとともに、町民と町の協働によるまちづくりの実現を目的とし、平成21年1月からスタートしているものです。 担当：まち経営課〈2階1番窓口〉

2 地域福祉のネットワーク

【現状と課題】

支えあい、安心できる地域社会を実現していくためには、地域住民の福祉活動への積極的な参加や、地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりなどが重要です。

平成 23 年度住民意識調査の結果では、地域活動やボランティア活動について、「現在活動している」または「現在活動していないが、過去に活動したことがある」という回答が半数近くあり、今後のボランティア活動への意向も高くなっています。

町では社会福祉協議会がボランティアセンターを運営していますが、今後はさらに、活動したいと考えている人を、ボランティアなどの各種団体活動へつなげていくコーディネートを進捗していく必要があります。

町の高齢化率は増加傾向にあり、今後も高齢者数の増加が予測されます。今後は、高齢者等が、これまでの技術、経験を生かし地域で活躍することが期待されています。

【施策の方向】

- ・子どもの登下校の見守りや、高齢者のみ世帯の方などの見守り活動ができ、顔の見えるつながりが行き届く地域を目指します。
- ・住民が主体となって進める地域活動やボランティア活動が、地域の中で活発に展開されるよう活動への支援や各種団体間のコーディネートを充実します。

■学校応援団による
登下校の見守り活動



【施策の内容】

(1) 見守りネットワークの構築

- ・地域や関係機関と連携し、見守りネットワークの構築など、見守り体制を強化します。
- ・見守りにより、在宅生活が継続できたり、支援の必要な人を早期に発見するだけでなく、地域の防犯体制が強化され、悪質商法などによる被害も抑制されるよう働きかけます。

(2) ボランティア活動の推進

- ・ライフスタイルに合わせた軽易な就業の提供による社会参加を図るため、シルバー人材センターを支援します。
- ・広く町民を対象に福祉活動への参加を呼びかけ、ボランティアや福祉活動を行う団体の育成及び地域活動拠点づくりを支援します。
- ・町内で行われている地域活動やボランティア活動の情報を把握・整理し、ボランティアコーディネートの充実に取り組みます。



横瀬町シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国・県・所轄自治体から助成・支援を受けて運営する公益的・公共的な非営利団体です。

横瀬町シルバー人材センターは昭和 61 年 7 月 12 日に横瀬町高齢者事業団として設立され、平成 20 年 10 月 1 日より社団法人化され、横瀬町シルバー人材センターとして、会員による自主的・主体的な運営を基本に、会員の豊かな経験と知識を活かした就業の機会を確保し、提供しています。

第4節 住みやすく、来て楽しいまちづくり

1 安全で利便性の高い環境づくり

【現状と課題】

子どもや妊産婦、高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての人が外出先での移動がスムーズに行えるよう、公共施設等のバリアフリー化が求められています。

近郊地域への移動は、自家用車が多く、公共交通への依存度は低下傾向にありますが、今後は、高齢者の増加などに伴う町民ニーズ等を的確に把握しながら、快適で利便性の高い公共交通の整備・充実が必要です。

地震や風水害などの災害の発生時には、公的機関では十分に対応できないことも見込まれるため、隣近所や地域の人たちの助けが大きな力となります。

平成23年度住民意識調査の結果では、町の課題として「緊急時の対応体制がわからない」ということへの回答が最も高いことから、自主防災組織の充実を図るなど、地域住民と協力し、災害時にも対応できる協力体制を整備していく必要があります。

町では、全世帯に防災行政無線の個別受信機を配布し、災害時における避難勧告の体制を整備していますが、今後はさらに、個人情報保護に配慮しながら「横瀬町地域防災計画」をもとに災害時要援護者の安全確保と対応方法について定めていく必要があります。

【施策の方向】

- ・町民の日常生活上必要な交通の利便性を確保するため、快適で利便性の高いバス運行等の整備・充実に努めます。
- ・高齢者や障がいのある人、また、他地域から訪れる様々な人が不便を感じることなく施設等を利用できるようバリアフリー化の推進を図ります。
- ・地震や風水害などの災害が起こった時に、一人では避難が困難な災害時要援護者の避難支援の体制をつくり、安心して避難できる地域を目指します。

【施策の内容】

（１）公共交通の整備・充実

- ・バス運行については、高齢化の進行を踏まえ、交通弱者をはじめとする町民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、町民のニーズ等に配慮しながら、快適で利便性の高いバス運行等の整備・充実に努めます。

（２）バリアフリー化の推進

- ・道路や施設などの公共施設、駅舎、住宅の改修などバリアフリー化を積極的に進めます。
- ・高齢者の生きがいづくりの拠点である総合福祉センターのバリアフリー化を推進するとともに、指定管理者による効率的かつ効果的な施設運営に努めます。

（３）災害時の要援護者支援

- ・「横瀬町地域防災計画」に基づき「避難支援プラン」を策定し、避難体制の整備促進を図ります。
- ・災害時要援護者情報の収集・共有を図ります。



横瀬町地域防災計画と避難支援プラン

町では「横瀬町地域防災計画」（平成 20 年 3 月改定）を策定し、町の地域にかかる地震災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めています。

今後策定する「避難支援プラン」では、高齢者世帯や一人暮らし世帯、障がいのある人などの避難支援体制について、地域の住民や自主防災組織との連携の中で整備していく方向性を定めていきます。

2 福祉と観光のまちづくりの推進

【現状と課題】

人々の健康志向、自然とのふれあい志向が高まる中、人々にとって住みよいまちづくりは、訪れる人々にとっても心地よさや癒しを提供する場となります。

町は、武甲山の北麓に位置し、雄大な自然環境に恵まれるとともに、町域には、ハイキング、登山、森林浴、キャンプ、川遊びなど自然を活かした多彩なアウトドアスポーツの適地を有しています。

町では、近年、様々な地域資源を生かした観光振興に力を入れており、観光農園には様々な種類の果樹が栽培され、また、数多くの史跡、寺院、札所などの文化的観光資源も豊富で、年間を通じて多くの観光客に親しまれています。

現在、「オープンガーデンよこぜ」をはじめ、「観光案内ボランティア」など、観光客を受け入れる側の「人」も観光の重要な役割を担っています。

今後も「オープンガーデンよこぜ」や「寺坂棚田学校」の取り組みなど“本町ならではの”という特色のある観光・交流を積極的に支援し、観光に携わる人だけでなく、町民全員のホスピタリティ（もてなしのこころ）の醸成を図るとともに、福祉と観光が一体となったまちづくりを推進していく必要があります。

【施策の方向】

- ・秩父地域の東の玄関口としての既存の観光施設について、観光客のニーズに対応した施設の充実を図ります。
- ・町民のホスピタリティの醸成を図り、福祉と観光が一体となったまちづくりを推進します。
- ・各種交流活動やスポーツイベントなどを開催し、多くの世代が交流する機会の充実を図ります。

【施策の内容】

（１）観光施設の整備・充実

- ・「道の駅果樹公園あしがくぼ」をはじめ、あしがくぼ山の花道、ハイキング道、観光トイレなど既存の観光施設について、観光客のニーズに対応した施設の充実を図ります。

（２）ホスピタリティの醸成

- ・町民のホスピタリティの醸成に向け意識啓発を図るとともに、ホスピタリティあふれる空間づくりを推進します。

（３）ふれあい・交流機会の充実

- ・「オープンガーデンよこぜ」や「寺坂棚田学校」をはじめとする各種交流活動を積極的に支援します。
- ・町民体育祭をはじめ、スポーツイベントの開催、多世代スポーツ教室の開催など、多くの世代が楽しみ、交流する機会の充実を図ります。
- ・ヨコゼ音楽祭や町民文化祭の開催を通じて、文化芸術団体の活動の活性化と、文化的な町のイメージアップを図ります。
- ・町民のホスピタリティを醸成することにより、観光客と町民の交流を促進します。



オープンガーデンよこぜ

オープンガーデンとは、個人の庭先などを一定期間、一般に公開するという活動で、自然を愛しガーデニングを楽しむ町の人たちの好意と善意に基づくボランティアによって実施されています。

オープンガーデンに参加している庭園では、入口に案内板を表示し、町を訪れる人たちと新たな交流の輪を広げる活動を展開しています。



■道の駅果樹公園あしがくぼ



■オープンガーデンよこぜ



■寺坂棚田の田植え

第5章

計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 各主体の役割の明確化

地域福祉を進めていく上で、地域の課題に柔軟に対応をしていくためには様々な活動団体同士が相互に調整・協働していくことが必要となっています。

最近では高齢者とボランティアがともに企画・運営し、楽しい時間を過ごす活動である「サロン活動」も広がりを見せるとともに、グループホームでの生活支援といったサービス形態が定着化する等、地域福祉実践の新しい動きが進みつつあります。

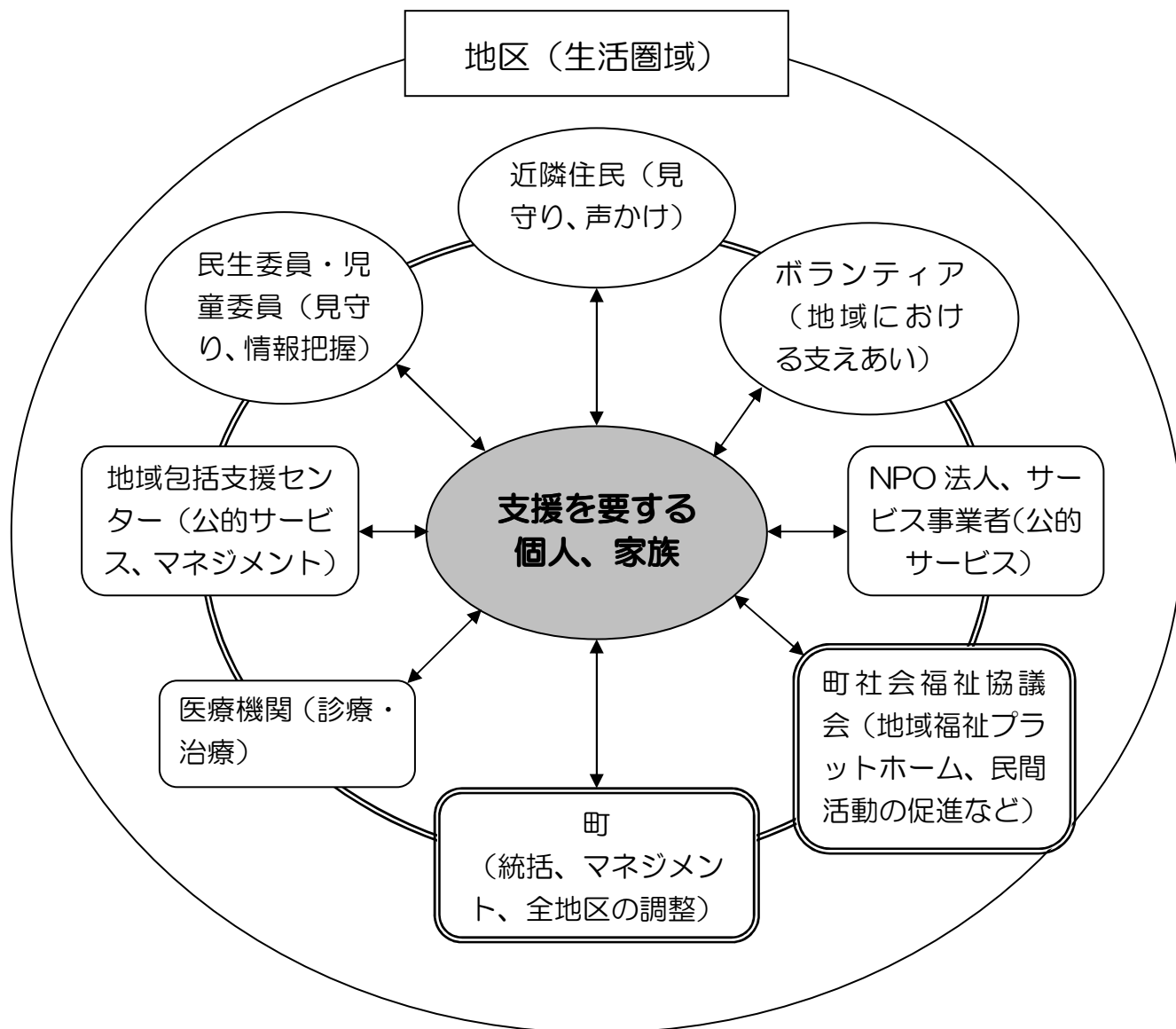
計画を推進していく上では、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

地域における生活上の課題を発見し情報を共有するとともに、支援が必要な個人や家族に対する支援を総合的に行うため、関係機関等と連携して個々のニーズにあった支援を行うコミュニティソーシャルワークの仕組みを検討し、推進します。

■各主体の役割

主体	役割	概要
住民、ボランティア NPO法人	地域福祉活動の実践	地域における福祉活動を積極的に展開します。
社会福祉事業者	専門的な福祉サービスの提供	専門機能を活かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスを提供します。
社会福祉協議会	地域福祉活動の拠点	地域の団体間の連携や町との連携をコーディネートし、地域における福祉活動を推進します。
町	地域福祉推進のための仕組みづくり	地域での福祉活動が展開しやすい基盤や仕組みづくりを行います。

■コミュニティソーシャルワークの体制図



- コミュニティソーシャルワーク
- ① 地域に潜在するニーズの発見と共有
 - ② 最適なサービスを総合的に検討・実施
 - ③ 地域の生活課題への対応と調整

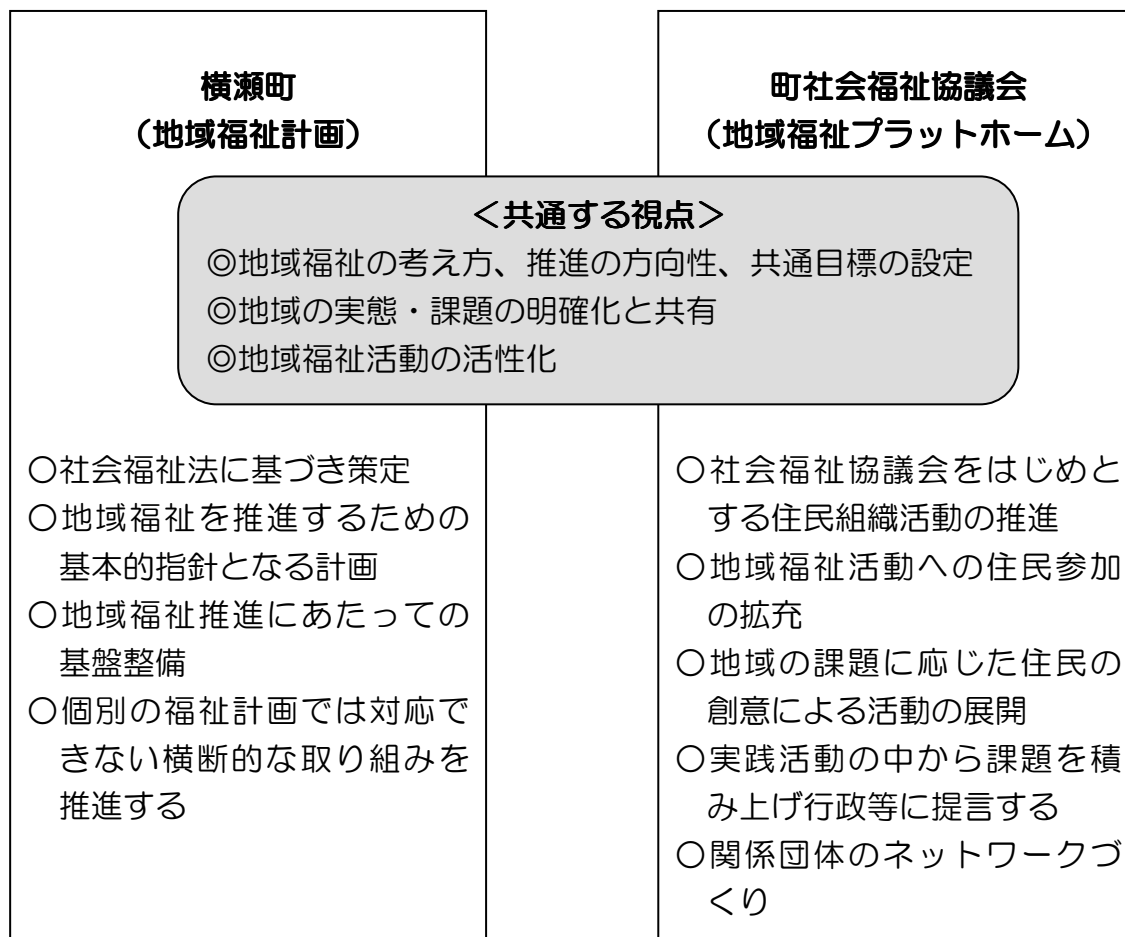
2 社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に基づき設置されている、地域福祉の推進をしていく上で、重要な役割を果たす民間の社会福祉団体です。

新たな協働のスタイルとしての地域福祉プラットフォーム（地域福祉を進める舞台・基盤）の構築が求められており、社会福祉協議会では、地域福祉プラットフォームで様々な活動団体同士をつないでいく触媒の機能が期待されています。

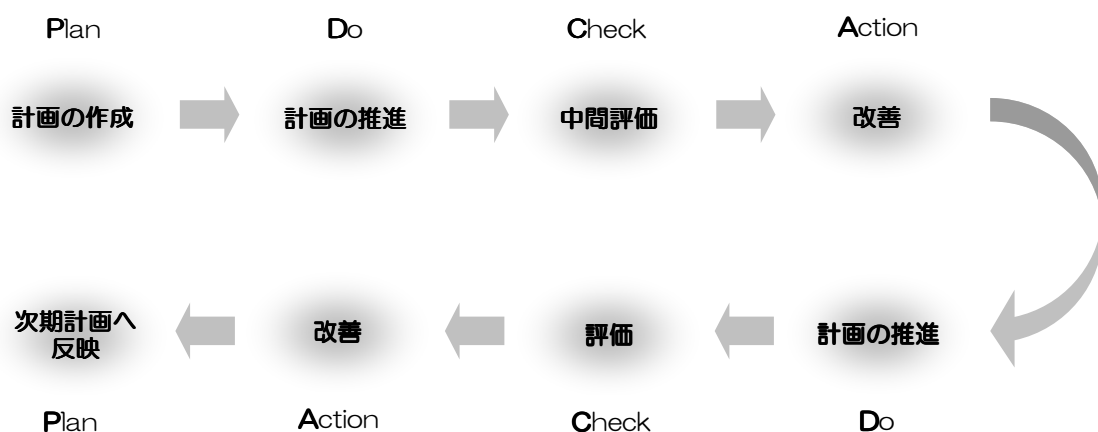
町では町社会福祉協議会の機能強化に向けた支援を行うとともに、町社会福祉協議会を地域福祉プラットフォームとして、両者の連携・協力による関係団体のネットワークづくりの推進と地域福祉活動の活性化を図ります。

■地域福祉計画と町社会福祉協議会の関係



第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れ）を活用し、計画内のサービスや取り組みの改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。



資料編

資料1 横瀬町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく横瀬町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、横瀬町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 町民生委員・児童委員
- (5) 町社会福祉協議会の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 行政関係者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところに

よる。

4 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いきいき町民課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

資料2 横瀬町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
◎ 町 田 勇佐久	横瀬町議会	議長
小 泉 和 夫	横瀬町区長会	会長
黒 澤 清 治	横瀬町コミュニティ協議会	会長
中 隆 義	横瀬町老人クラブ連合会	会長
長 妻 容 子	横瀬町母子愛育会	会長
島 田 孝 雄	横瀬町身体障害者福祉会	会長
松 田 直 行	松田医院	保健・医療・福祉関係者
○ 齊 藤 増 吉	横瀬町民生・児童委員協議会	会長
横 田 博 夫	横瀬町社会福祉協議会	事務局長
村 越 和 昭	教育委員会事務局	教育次長
大 野 雅 弘	横瀬町健康づくり課	課長

◎…委員長 ○…副委員長

事 務 局

大 場 紀 彦	横瀬町いきいき町民課	課 長
久 古 武	横瀬町いきいき町民課	主 査

資料3 策定経過

月 日	項 目	主な内容
平成 23 年 7月 14 日 ～7月 29 日	策定に係るアンケート調査実施	町在住の 20 歳以上の方 1,500 人を対象とした、計画策定に向けたアンケートを実施
10月4日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画の策定について ・ アンケート調査結果について
11 月 16 日	庁内ヒアリング	関係各課の事業内容を計画に反映させるためのヒアリングを実施 (総務課・まち経営課・振興課・健康づくり課・いきいき町民課)
12月 14 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について
平成 24 年 1月 12 日 ～2月 10 日	パブリックコメント	
2月 29 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画原案について

資料4 地域福祉計画に関して

(1) 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告（国）

平成19年10月に、厚生労働省社会・援護局の求めに応じ、地域住民のつながりを再構築し支え合う体制を実現するための方策について検討を行うために、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が設置されました。

同研究会では、平成20年3月「地域における『新たな支え合い』を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉―」と題する報告をまとめました。

その中で、これからの福祉施策における地域福祉の位置づけについて、「地域には、現行の仕組みでは対応しきれていない多様な生活課題があり、これらに対応する考え方として、地域福祉をこれからの福祉施策に位置づける必要がある。これらの生活課題は、だれもがいつかは遭遇する課題であり、その意味では、これらの課題を自らの問題であると認識し、住民間でそれを共有して解決に向かうような仕組みを作っていくことは、我々皆のこれからの安心のための準備として必要なことである。そして、このような仕組みをつくっていくことは、住民の自己実現意欲を生かすことにもなる」としています。

(2) 厚生労働省の技術的助言「要援護者支援のあり方」（国）

平成19年8月に、厚生労働省から、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく地方公共団体に対する技術的助言として「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日社援発第0810001号通知）で、「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示されました。

その中で、「要援護者の把握に関する事項」「要援護者情報の共有に関する事項」「要援護者の支援に関する事項」について盛り込むこととしています。

また、各市町村の地域福祉計画に「要援護者支援のあり方」を盛り込む必要性について、「日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。なお、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援にも資するものである」としています。



横瀬町地域福祉計画

～住んでしあわせ 来てたのしい ところと絆を育むまち～

発行年月 平成 24 年 3 月
発 行 横 瀬 町
編 集 横瀬町 いきいき町民課
〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
TEL： 0494-25-0115
FAX： 0494-23-9349
E-mail： fukushi@town.yokoze.saitama.jp

